

紀南環境広域施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

制定 平成 25 年 8 月 1 日 条例第 19 号

改正 令和 8 年 3 月 24 日 条例第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 203 条及び第 203 条の 2 の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者
- (3) 議会の議員
- (4) 監査委員

(特別職の職員の報酬の支給)

**第 2 条** 前条各号に掲げる特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の報酬の額は、別表第 1 に定める額とする。

- 2 報酬は、その職に就いた日の属する月から、その職を離れた日の属する月まで、月割り計算により支給する。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、月の途中でその職を離れた者がその月において再びその職に就いた場合にあつては引き続き在職していたものとみなして報酬を支給するものとし、月を同じにして職に異動を生じた場合にあつてはその月の報酬については報酬の額が多い職の額を支給するものとして月割りにより計算するものとする。
- 4 議会の議員が監査委員の職を兼ねた場合には、報酬を併給する。
- 5 報酬は、毎年 3 月に当該年度分を支給する。

(特別職の職員の費用弁償)

**第 3 条** 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例（平成 25 年紀南環境広域施設組合条例第 21 号）の規定の例による旅費を支給する。この場合において、同条例第 9 条第 2 項中「最下級」とあるのは「最上級」と、第 12 条中「職務の級が 10 級以下の者の欄」とあるのは「指定職員等の欄」とする。

- 2 前項に規定するもののほか、特別職の職員が議会その他の組合の会議等に出席するとき、又は監査その他の組合の公務に従事するときは、その費用弁償として別表第 2 に掲げる特別職の職員の住居から会議等の開催場所又は公務に従事する場所までの距離の区分に応じ、それぞれ同表に定める額を支給する。ただし、公用車を利用した場合を除くものとする。
- 3 前項本文の特別職の職員の住居から会議等の開催場所又は公務に従事する場所までの距離は、自動車を使用した場合の一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

(委任)

**第 4 条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 24 日条例第 1 号）

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条）

区 分		報 酬
管理者		年額 18,000 円
副管理者		年額 15,000 円
議会	議長	年額 15,000 円
	副議長	年額 12,000 円
	議員	年額 9,000 円
監査委員	識見を有する者から選任された委員	年額 45,000 円
	議会の議員から選任された委員	年額 45,000 円

別表第2（第3条関係）

距離（片道）	支給額
3キロメートル未満（2キロメートル未満を除く。）	100円
3キロメートル以上25キロメートル未満	133円に1キロメートルを増すごとに33円を加算した額
25キロメートル以上50キロメートル未満	855円に1キロメートルを増すごとに29円を加算した額
50キロメートル以上75キロメートル未満	1,575円に1キロメートルを増すごとに24円を加算した額
75キロメートル以上99キロメートル未満	2,170円に1キロメートルを増すごとに19円を加算した額
99キロメートル以上	2,626円